

判決理由(由)要旨

1 (はじめに) 四国電力から原子炉等規制法二三条一項に基づく申請を受けて、被告内閣府大臣は昭和四七年一月二八日愛媛県西宇和郡伊方町九町域に発電用原子炉の設置許可処分をした。これに対して、伊方可居住の川口寛之ほか西宇和郡内居住の原告ら三二名が行政不服審査法による異議申立をし、これが棄却せられるや昭和四八年八月二七日当該場所に対して右許可処分取消の訴を提起した。

2 (原告適格の問題について) 原告らは、いずれも本件原子炉周辺に居住しているものであり、他方本件原子炉の運転によつて多量の放射能をもつ核分裂生成物が原子炉内に放出、蓄積されるが、この核分裂生成物等より放出する放射線は人身に重大な障害を与えるものである。なお、本件原子炉はすでに営業運転に入っている。こうしたことから、本件原子炉の平常運転時において、放射能物質を規制法以上に多量に放出する事柄があれば、気象、地震、その他諸条件に伴い、原告らのうち、本件原子炉の周辺に居住する者は放射線障害により疾病する虞然性があり、また、本件原子炉で核分裂生成物の多くが国境中に放出され、付近を飛行する機、原告らは、いずれも核

分裂生成物からの放射線に曝ばくし、急性放射線障害にこの死亡又は発病する蓋然性がある。

そして、原子炉等規制法一条、二四条一項四号、その他同法の付属法規の内容を併せ考へると、原子炉等規制法二四条一項四号、同三号も同様解釈すべきである。尤だし監理的基礎についての規制部分を除くことは原子炉による火害を防止し、もつて公共の安全を図ると同時に、原子炉周辺住民の権利、利益を保護する職責であると解される。したがつて、前記關係らの立場からみて、東からはいずれも本件許可処分取消の訴の原告诉格を有するものである。

なお、本件原子炉の運転のためには、本件許可処分後継する各組の認可、検査を受けることが必要であるところ、原告らが、本件原子炉によつて受けるものと主張する損害は、本件原子炉の運転によるものであるが、原告らの右主張の履行は、右損害発生の原状となる放射性物質等の放出が、本件許可処分の際しての安全審査に依り、欠陥があることによるものであるとみられるので、本件許可処分後継する各組の右損害分があることは何ら町判断を左右するものではない。

（本件許可処分手続の違法性の存否について）本件許可処分は原子炉等規制法及び原子力委員会設置法各所定の手続によりなされた。なお、右許可処分の際しての安全審査は、原子炉の基本設計について行われるものであり、（原子力委員会設置法二条五号、商法一四八〇二第二項、一四八〇二第三項を参照）、その具体的審査の対象は、

原子炉等規制法二三条二項、原子炉の設置、運営等に関する同一条の二に申請書並びに添付書類及びそれらの各記載事項が規定されているところから推して、右条文に記載するところのものであると解される。

原告らは、憲法三一条、原子力基本法二条に基づき、又は原子炉等規制法の解釈として、原子炉の設置許可処分手続をなすには①原子炉設置許可申請書の提出②周辺住民に對する告知、説明の機会の設定等が必要である旨主張するけれども、右主張を総合考察しても主張のごとき手続を要するものと解することはできず、原子炉等規制法等に定める原子炉設置許可処分手続が特に不合法であるとは認められないので、本件許可処分手続には、これを取り消すべき違法事由が存在するとは認め難い。

4. (本件許可処分の裁量処分について) 原子炉の安全性の判断には、特に高度の専門的知識が必要であること、原子炉の設置は被告の高度の政策的判断と密接に関連することから、原子炉設置許可処分は周辺住民との関係でも被告の裁量行為に属するものと考えられる。しかし、原子炉の危険性に鑑み、原子炉等規制法、原子力委員会設置法は、その所定の措置を必要によつて安全であることを確認することを要するとして、右被告の裁量行為に嚴格な制約が加えられているものである。

5. (微量放射線の影響について) 一〇〇レムを超える高線量の放射線被ばくが、人類

に各種の障害を発生させることは明らかになつてゐる。しかし、低線量又は微量の放射線被ばくにより障害が発生するか否かについては学問でも論争があるが、現在の知見では、それ以下の放射線被ばくでは人類に障害を与えないとする、いわゆる「しきい値」の存在は不明であるものとみられる。しかし、このことから、「しきい値」は不存在であるとして放射線障害に対する予防措置を講ずることが課せられるとしても、電力の供給等公共の必要がある場合に、人類に障害を与えることが判明してゐる線量の最低値の、更に数十分の一の線量の範囲で、一般人に対する許容被ばく線量を定めることは違法とはいえない。そして、原子力委員会が同事故放射線防護委員会（IORP）の勧告に従い、一般人につき年間〇・五レム（五〇〇ミリレム）の線量を許容被ばく線量として定めてゐるが、これは、上記の違法ではないとみられる線量である。

（平常運転時における被ばく許値）本件許可処分にあつた際の安全審査においては、本件原子炉の平常運転時に放出する放射線量により、本件原子炉の敷地周辺における年間被ばく線量は、約〇・六ミリレム（別にベータ線による被ばく約一・五ミリレム）であり、また液体廃棄物による年間全身被ばく線量は、約〇・〇一ミリレムであると評価されたが、証拠により認められる事実によれば右評価は相当と認められる。

（固形廃棄物の処理について）本件許可処分における安全審査においては、固形廃棄物は、敷地内の所定の場所へ安全に貯蔵、保管されることが評価された。そして、証拠により認められる事実によれば、右判断は相当と認められる。

しかし、ただ、本件安全審査について、関係施設等の最終処分についての審査はなされておらず、前記規則一条の二項二号及び四号の規定から、関係廃棄物の最終処分
の審査の必要がないとは解されず、加えて、廃棄物という語の定める概念と、放射性
廃棄物、核燃料廃棄物の最終処分が、安全審査の対象となつてゐることとの関連・比較、
並びに前記規則一条の二項二号九号に解らせば、関係廃棄物の最終処分も、本件安全
審査の対象となると解される。しかし、関係廃棄物が、安全に貯蔵、保管されてゐる
こと、及び汚染により、我が國の原子力発電所の関係廃棄物の最終処分については、
同として現在検討中であることが認められることに限らずと、関係廃棄物の最終処分
の審査がなされておらず、直ちに原告らが危険にさらされるとはみられない
ので、右審査の欠如は本件許可処分を取り消すべき瑕疵とはいえない。

⑧（使用済燃料の再処理について）本件安全審査において、使用済燃料は、安全に所
定の場所貯蔵されると判断されたが、証拠により認められる事実によれば、右判断
は相当と認められる。

なお、証拠によれば、本件許可処分当時、使用済燃料は動力炉・核燃料開発中
業法又はイギリス、フランス等の欧米諸國の施設で再処理をせよとらう見込みを立て
ていたことが認められるところ、使用済燃料の処理については、被告の政策的判断が
強く働くところであるから、右の程度の判断がなされたことが相当性を意味するとは
断じ難く、本件許可処分は使用済燃料の最終処分の審査について違法ありとはみられ
ない。

を、使用済燃料の輸送、再処理事業は本件許可処分に際しての審査の対象ではな

5.

9 (温排水等について) 本件原子炉から排出する温排水についての影響は本件許可処分に際しての安全審査の対象ではない。同様に原子炉の使用を廃止した後の措置も本件許可処分に際しての審査の対象ではない。(原子炉等規制法二三条二項、前記規則一五の二参照)。

なお、原告らは、原子力発電所内の作業者は、被ばくについての安全審査が欠如している旨主張するが、原告らは本件原子力発電所内に作業者として立ち入ることの主張、立証をしていないのであるから、原告らには右審査の欠如を主張すべき利益がない。

10 (燃料について) 本件安全審査においては、本件原子炉の燃料は安全性を確保できるものと判断した。

かつて、美浜一号炉で燃料棒の折損事故が発生したが、調査の結果その原因はパツアルプレート接合部の間隙が過大であつたために生じた一次冷却材の激しい振動によるとのものと判明し、本件原子炉においては、そのためパツアルプレート組み立て時の可動範囲により、右の間隙が修正できることを確認した。また、燃料棒の曲がりや各発電所で発生しているが、その原因は、燃料棒と燃料容器内管の熱膨張の差により、燃料棒の支持棒が、燃料棒の膨張に応じて間隙にならないことにあるとみられる。

そこで燃料棒を固定している支持格子のバネ正を調整し、かつ燃料棒の上下に間隔を確保し、燃料棒の軸方向への伸びを吸収するようとしたので、燃料棒の曲がりが見生ずる可能性は減少したものとみられるが、また、燃料棒の曲がりが生ずることを完全に防止できるまでにはなつておらず、また、曲がりにより燃料棒が接触した場合の燃料棒の健全性についての知見も十分とはいえないので、曲がりの程度がひどく、次の定期検査までに接触する可能性がある燃料棒はこれを取り出すことにしている。

また、燃料棒のリークも各地の原子炉で生じているが、一つの原子炉に数万本もある燃料棒の一本たりとも、リークを起こさせないことは工学的にも非現実的であるとされており、そのため、本件原子炉では、燃料棒にリークが発生しても、周辺環境へは放射性物質による影響が及ばないよう、原子炉の設備、機器を設計することになっている。その他証拠により認められる事実によれば、原子安全審査においてなされた判断は相当と認められる。

11 (蒸気発生器管破について) 本件安全審査において、蒸気発生器管破は安全性を確保できるものと判断した。

かつて、各地の原子炉で蒸気発生器管破事故が発生したが、その原因は二次冷却水中に、水処理のため投入したりん酸ソーダ又はそれと主とし、あるいは副産混入した苛性アルカリによる侵食であると判断された。そこで、本件原子炉では、水処理法をヒドラジンやアンモニアを使用するAVT方式によることとした。なお、水処理法をAVT法に変更した原子炉でも、蒸気発生器管破事故が発生したが、これは

水処理にりん酸ソーダを使用した事後措置を適切にしないままA V T方式に変更したことが原因とみられるので、本件原子炉の如く、最初からA V T法により水処理がなされる場合には、右のような事態は発生しないと考えられる。その他証拠により認められる事実によれば、前記安全審査においてなされた判断は相当と認められる。

12 (本件原子炉の敷地について) 本件安全審査において、本件敷地は、原子炉敷地として安全確保上問題がないと判断された。

本件敷地の取囲み柵を調査する結果は、地盤、換気の結果、堅固な緑色片岩であり、十分な地耐力を有すること、本件敷地にはいわゆる橋脚の存在や、原子炉敷地として問題となるような規模の助層等の存在も認め難いし、地すべり、山津波の発生するおそれもない。なお、事後検査の結果により、中央調整塔は、敷地沖合五と八キロメートルの距離以前を通じている可能性は少ないと認められる。その他証拠により認められる事実によれば、前記安全審査においてなされた判断は相当と認められる。

13 (地震について) 本件安全審査において、本件敷地は地震との関係でもその安全確保上問題がないと判断された。

本件敷地近傍は、地震予知連絡会によつて特定観測地域に指定されているが、現在までに何らかの異常が観測されたとの報告はなく、また右市定の要因となつたものと

支那製薬物と共振するおそれのある場合、配管類については、動的解析から求めた地震力も考慮してある。0.2グレースに分類された施設については、建築基準法が定める水平震度之余格のある耐震設計が講じてある。なお、前記重要度に応じて分類された施設相互の間では、下位の分類に属する施設の改修によつて、上位の分類に属する施設に波及的破壊が起これないようにしてある。

本件敷地に対し、過去に最大の地震動を及ぼしたと考えられる地震は、寛延二年（一七四九年）に発生したマグニチュード七、震央距離一四キロメートル、推定される震源の深さは三〇キロメートルの伊予宇和島地震であつて、これによる敷地基礎の地震動の最大加速度は、一六五ガル、地震動の卓越周期は〇・三秒と評価され、連方発生する地震で、過去に本件敷地に最大の地震動を及ぼしたものと考えられるものは昭和一六年に発生したマグニチュード七・四、震央距離一〇・一キロメートル、震源の深さは二〇キロメートルの日向浦地震であつて、これによる敷地基礎の地震動の最大加速度は四五ガル、卓越周期は〇・五秒と評価されている。なお、前記の将来起こるかも知れないと考えられている地震による敷地基礎の最大加速度は、一八六ガルである。この間、日向浦に発生する巨大地震の敷地に及ぼす影響は、日向浦で発生する地震によるものを下回るものとみられ、また、逆に、中央構造線による地震の発生があつたとしても、そのマグニチュードは七程度で、本件敷地周辺で予想される地震を上回ることは無いものとみられている。

有て付して、本件原子炉の設計地設置の決定地用いる母六加速管は二〇〇ガルと定めてあり、特に高度な施設については三〇〇ガルと決定している。

その他諸点により認められる事実を照らし、前述安全審査を以てなされた判断は相当と認められる。

16 (社会的な条件について) 本件原子炉用水は、保内町の喜木川等から取水するものとして本件許可がなされたが、その後四国電力の申請の変更により保内町からの取水は取り止めとなつて、海水の淡水化によつて原子炉用水を調うこととなつた。したがつて、假に、当初の保内町からの取水を相当とした安全審査に瑕疵があつたとしても、右瑕疵は后述したものとみられる。

原告らは、伊方町及びその周辺市町村の人口密度、農漁業等の産業の保護、住民の健康等から見て、本件敷地に原子炉を設置することは許されない旨主張するが、右主張のうち、原告らの生命、身体、財産等が本件原子炉の設置によつて損傷されることの主張に当たる部分(をいし14、15ないし17に掲記)を除いたその余は原告らの具體的・直接的利益に直接関係せず、原告らはその主張を主張すべき利益をもたない。

更に、原告らは、我が国の文化、経済上極めて重要な意義を有する瀬戸内海の沿岸に原子炉を設置した場合、いつたん原子炉事故が発生すれば瀬戸内海は放射能で汚染され、その沿岸住民の生命、身体等が損傷されるばかりでなく、我が国の文化、経済に取り返しのつかない被害を生ずることとなるから、瀬戸内海に面する本件敷地に原子炉を設置することは許されぬ旨主張するが、右主張のうち、原子炉事故の場合、沿

海洋等の放射能汚染によつて漁村らの生命、身体、財産等が損傷されるとの主張に当たるとの部分（5ないし14、16ないし18に掲記）を除いたその余は、原告らの具体的利益に直接關係しないところであり、原告らはその主張を主張すべき利益をもたない。

16 (四国電力の技術的能力について) 本件安全審査にかいて、四国電力に技術的能力があるかと判断された。そして、証拠により認められる事実によれば右判断は相当と思はれる。なお、四国電力は昭和五一年一〇月二三日に燃料格納容器を起したことが、他に大きなミスは見られぬから、右燃料格納容器の存在をもつて、直ちに右安全審査における判断が不適であることにはならない。

17 (工学的安全防護施設について) 本件安全審査において、本件原子炉には、一次冷却液喪失事故等の発生した場合、燃料格納容器の大破損や、放射性物質の蒸散を防止し、若しくは抑制するため、非常用冷却炉設置設備（ECCS）、原子炉格納容器、アニュウス空気再循環設備、格納容器スプレッドの二つの工学的安全防護施設があり、これらの設備によつて、仮に一次冷却液喪失事故が発生しても、周辺公衆の安全は確保されることを判断した。

本件原子炉のECCSは、事故時に海水を原子炉格納容器に注入することによつて、燃料温度の上昇を防止し、燃料の損傷、格納容器を防止するもので、蓄圧注入系、高圧注入系、蓄圧注入系が各二系統ずつあり、事故の種類に応じて、その一系統でも所要

○効果を生ずるようになつてゐるものである。

なお、アメリカで行われたロフト(LOFT)八〇〇番シリーズの実験で、蓄圧注入系から注入した冷却水が、予定どおり炉心に到達しないという結果が出たが、右実験の目的は、ブローダウン現象の解析のための計算コードを検証することであり、ECCSの有効性を確認するためのものではなかつたので、実験装置の形状も実際の加圧水型原子炉と異なつており、そのため注入水が炉心に到達しなかつたものともみられ、この実験結果が実用炉にそのままあてはまるかどうかについては多くの疑問が提起されている。しかし、現段階では、右の実験結果を実用炉に適用すべきかどうかの考えも否定できないので、本件原子炉のECCSの性能評価に際しては、ブローダウン過程では蓄圧注入系の冷却効果はをいものとして計算してゐる。

また、ECCSの有効性の完全な実験はまだ全くなされてゐないが、個々の現象についての多くの実験、検証によつて裏付けられた個々のモデルを作成し、次に個々のモデルを基に更に実験、検証により、かつ、不確定な点は厳しい条件を設定することによつて、個々のモデルの間の関係付け、総合化を行い、一方、諸数値についても、個々のモデルと同様に実験等によつて確認した上で設定することにより、現実を総合的に評価し得る解析コードが作成されている。そして、右解析コードは、妥当性があるとの評価を得ている。本件原子炉のECCSの性能は、右の解析コードによつて解析した結果、一次冷却系配管のいかなる種類のものの破断による一次冷却材喪失事

故に対しても有効であるとの評価を認めている。

その他証拠により認められる事実によると、前記安全審査でなされた判断は相当と認められる。

18

(万一の事故に備えての立地条件) 本件安全審査において、万一の事故に備えての立地条件の審査のため、原子炉災害を仮想し、その評価を行った。そして、重大事故としての一次冷却材喪失事故、蒸気発生器細管事故を想定し、その被ばく線量を計算した結果では、立地審査指針に定める「非居住区域」であるべき範囲は、本件原子炉の敷地内に含まれ、また、偶発事故としての一次冷却材喪失事故、蒸気発生器細管事故を想定し、その被ばく線量を計算した結果でも、立地審査指針で「低人口地帯」であるべき範囲は本件原子炉の敷地内に含まれ、周辺公衆の安全を維持できると判断された。

原告らは、想定事故、特に仮想事故で、ECCSの機能が働かないことを前提としながら、炉心溶融を考えないのは非科学的であり、炉心溶融が発生すれば格納容器の破壊等が生じ、ばく大な放射性物質が環境に拡散して、その気象条件、風向き等によつては一万人以上の死者及び数万人の傷病者等が出る旨主張する。しかし、立地審査における災害評価は、原子炉と周辺環境との間に適切な緩衝を置くために、想定事故という手法をとっているものであつて、想定事故の内容、経過等は、当該原子炉における事故発生の可能性と、その規模、安全防衛施設の機能等を総合して検討し、決め

るべきであると解され、原注ら主張の如く、想定事故の内よとして、安全防護施設の機能を無視した場合には事故はどのようになるか、又は、加心が希薄した場合はどのような事象に立ち至るかを推論し、その結果生ずるであろう火害の評価をし、これによつて原子炉の立地条件の可否を決めることを立地審査指針が予定しているものと解することはできない。

そして、ECCSその他の工学的安全防護設備は、安全性の確保ができるものと本件安全審査で判断されたこと、右判断は相当であると認められることは前記のとおりである。また、蒸気発生器細管も同じく安全性を確保できるものと判断され、右判断は相当と認められることも前述した。更に本件安全審査においては、一次冷却系配管その他一次冷却系圧力バウンダリを構成する機器は、安全性を確保できるものと判断されており、証拠により認められる事実を照らすと、右判断は相当と認められる。

これらの諸点に、更に証拠によつて認められる事実を併せ考えると、上記の災害評価に基づき、二万二の事故の発生にも適切に公衆の安全を維持できると右判断は相当と認められる。

19 (本件許可処分の内容の適法性の問題について) 本件安全審査においては、本件原子炉施設の位置、構造及び設備が安全設計審査指針、立地審査指針等の審査の基準に適合すると判断された。そして、前記認定、判断した事実、更に証拠により認められるその社の事業及び売却の全趣旨に照らすと右判断は相当であると認められ、ひいては、

本件原子炉施設が原子炉施設法第百四十一條一項四号に、また、西電電力の技術的能力が同三

移り違合するとし先被告の判断は必ずしも相当である。

そして、以上認定のとおりとすると、本件原子炉の設置を認めることは原告らの基本的人權を侵害するから原子炉を設置することを認める原子力基本法、原子炉等規制法は憲法一三条、一四條、二五條、二九條に違反するとの原告らの主張は、理由がないものといふべきである。

なお、原告らは、立地審査指針に定める「めやす線量」の違法性を主張するが、前記のように、想定事故は現実の事故の発生を予定するものではなく、ひいては、「めやす線量」の意義は原子炉と周辺環境との距離関係を定める因子でしかなく、現実の周辺住民がこの線量を被ばくすることは予定されていないのであるから、その危険性を理由として違法性を判断すべき新法のものではない。

20 (むすび) よつて、本件許可処分は、これを取り消すべき憲法は認めないから、同処分の取り消しを求める原告らの請求は理由がない。